

福井市地域不法投棄対策支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井市民が清潔で美しい地域づくりを自ら実践し、快適な生活環境を保全するため、地区自治会連合会（以下「連合会」という。）等に対し、不法投棄対策を行うための活動に対する支援事業（以下「不法投棄対策支援事業」という。）について、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不法投棄 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の規定に違反して廃棄物をみだりに捨てる行為をいう。
- (2) ごみステーション 自治会等が管理するごみ集積所であって、ごみ収集車がごみを収集するまで一時的に保管をする場所をいう。

(事業実施期間)

第3条 不法投棄対策支援事業の事業実施期間は当該年度4月1日から翌年3月31日とする。

(不法投棄対策支援事業)

第4条 不法投棄対策支援事業は、他の補助制度等を受けていない事業であって、連合会等が行う不法投棄対策を進めるための事業とし、その内容は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 不法投棄防止看板配付事業
- (2) 不法投棄対策経費助成事業
 - ア 廃棄物処理に要する経費の助成
 - イ 未然防止対策に要する経費の助成
- 2 前項各号に定める支援事業の対象、実施方法、条件等は、別表のとおりとする。
- 3 第1項各号に定める支援事業は、予算の範囲内で実施するものとする。ただし、助成金の交付額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(看板配付の申込)

第5条 前条第1項に規定する不法投棄防止看板の配付を受けようとする自治会は、不法投棄防止看板配付申込書（様式第1号）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(看板の配付)

第6条 市長は、申込書の提出があったときは、その内容を確認し、相当と認めたときは、不法投棄防止看板を無償で配付するものとする。

(看板の設置)

第7条 不法投棄防止看板の配付を受けた自治会は申込書に記載した設置場所に、速やかに配付された看板を設置しなければならない。

(助成金交付の申請)

第8条 第4条に規定する不法投棄対策に要する経費の助成金を申請しようとする連合会は、不法投棄対策経費助成金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書(様式第3号)
- (2) 事業収支予算書(様式第4号・5号)
- (3) 活動場所地図
- (4) 事業予定箇所において不法投棄が行われていることを説明する書面や写真等

(助成金交付の決定)

第9条 市長は、規則第4条の規定により不法投棄対策経費助成金の交付の決定をしたときは、当該助成金の交付を申請した連合会に対して、不法投棄対策経費助成金交付決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(事業内容の変更、中止等)

第10条 不法投棄対策経費助成金の交付の決定を受けた連合会は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長に不法投棄対策事業(変更・中止)承認申請書(様式第7号)を提出し、承認を得なければならない。

- (1) 交付決定に係る事業(以下「交付決定事業」という。)の内容又は対象事業経費を変更しようとするとき(市長が軽微な変更と認める場合を除く。)
- (2) 交付決定事業を中止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その申請内容が適正かつ妥当であるかどうかを審査し、適当と認めるときは、不法投棄対策事業(変更・中止)承認通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(事業完了の報告)

第11条 不法投棄対策経費助成金の交付の決定を受けた連合会は、交付決定を受けた対象事業が終了したときは、不法投棄対策事業実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 事業実施報告書(様式第10号)
- (3) 事業収支決算書(様式第11号・12号)
- (4) 経費の支出が確認できる書類(領収書等)
- (5) 活動や事業の状況を記録した写真、地図、購入備品の写真等

(交付額の確定)

第12条 市長は、前条の事業実績報告書の提出を受けたときは、規則第12条の規定により、額を確定し、不法投棄対策経費助成金交付額確定通知書(様式第13号)により、当該事業完了報告書を提出した連合会に通知するものとする。

(交付の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた連合会が助成金の交付を受けようとするときは、規則第14条の規定により、当該通知書を受領した日から起算して10日以内に不法投棄対策経費助成金交付請求書(様式第14号)により不法投棄対策経費助成金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに不法投棄対策経費助成金

を交付するものとする。

(助成金の返還等)

第14条 市長は、連合会が虚偽の申請によって不当に不法投棄対策経費助成金の交付を受けたときは、既に交付を受けた助成金はこれを返還させることとし、虚偽の事実が判明した年度及び次年度以降5年間は、当該連合会からの助成金の申請を認めないものとする。

(関係図書の保存)

第15条 連合会は、不法投棄対策経費助成金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払いに関する証拠書類については、対象事業が完了した日から5年間保管しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた助成金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた助成金については、なお従前の例による。

別表

(1) 不法投棄防止看板配付事業

対象	実施方法・条件等
自治会	① 1自治会あたり3枚を上限として無償配付する ② 指定する看板様式に対象自治会の名称を表示したものを配付する ③ 設置及び維持管理に要する費用については、自治会の負担で行うこと ④ 設置した看板が通行人等に危険を及ぼさないよう、安全に配慮すること ⑤ 看板設置箇所の土地等の所有者、管理者等の同意を得ること ⑥ ごみステーションの管理には使用しないこと

(2) 不法投棄対策経費助成事業

ア 廃棄物処理に要する経費の助成

対象	助成率	助成額 の上限 (年額)	対象経費	実施方法・条件等
連合会	全額	10万円	・重機借上料 ・レンタカー使用料 ・運搬委託料 ・処分委託料	① ごみステーション及び周囲の廃棄物の処理は対象としない ② 車両の借上料、使用料は事業者への支払いのみを対象とする

イ 未然防止対策に要する経費の助成

対象	助成率	助成額 の上限 (年額)	対象経費	実施方法・条件等
連合会	3分の2	5万円	柵等の作製、カメラ等の購入費用	① 看板は対象としない ② ごみステーションの管理に係る設置物は対象としない ③ 設置物には申請者の名称を表示すること ④ 設置及び維持管理に要する費用については、申請者の負担で行うこと ⑤ 設置物が通行人等に危険を及ぼさないよう、安全に配慮すること ⑥ 設置物は、減価償却資産の耐用年数内に譲渡し交換し貸し付け又は担保に供することは出来ない ⑦ 設置予定箇所の土地等の所有者、管理者等の同意を得ること

助成金の交付額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。